

令和2年9月2日

各中学校剣道部顧問 様

千葉県小中体連剣道専門部
委員長 五十川正朝
審判長 佐藤克昭

令和2年度新人大会での申し合わせ事項（追記）について

初秋の候、先生方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
専門部の発展のため、日頃よりご尽力を賜り感謝申し上げます。また、コロナ禍の中、
様々な対応にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、8月27日付で全日本剣道連盟より「主催大会実施にあたってのガイドライン」
が示されました。

本専門部では、新人戦の対応として次のようにいたしますので、よろしく願いいた
します。

全日本剣道連盟HPよりダウンロードしていただき、必ずお読みください。

全剣連ガイドラインより

【暫定的な試合・審判の方法】

3. 試合者は鏝競り合いを避ける。やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、すぐに分かれ
るか引き技を出し、掛け声は出さない（引き技時の発声は認める）。審判員は鏝競り
合いを解消しない場合は、ただちに「分かれ」を宣告する。

やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、「積極的に技を出す」「積極的に解消する」
「分かれ」の3つの選択肢をただちに判断する。

「分かれ」・・・一呼吸「イチ、ニ」置いたら、審判は分かれをかける。

<実施上の注意点>

- 1 選手は鏝競り合いを極力しないよう、日ごろから意識して練習し大会に備える。
- 2 引き技が禁止ではないので、その点に十分注意する。
- 3 審判員は「分かれ」の宣告後、十分に間合いが切れていることを確認して「始め」を
宣告する。
- 4 試合中、積極的に鏝競り合いを解消しようとする選手に対して、相手が追いかけて打
突する行為が繰り返された場合
・・・一般的に見て異常な行為であれば、不当な鏝競り合いとなる。「一般的に見て異
常な行為」という判断は、第1条の目的に帰結することになる。
- 5 審判長は開会式、審判監督会議で以下の点を伝える。
 - (1) できる限り鏝競り合いにならないようにすること
 - (2) 積極的に鏝競り合いを解消しようとする選手に対して、相手が追いかけて打突す
る行為が繰り返された場合は、反則となる。